

令和5年度山北町高齢者・障害者施設等物価高騰対応支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者・障害者施設等への事業継続に向けた支援として、山北町高齢者・障害者施設等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者・障害者施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づいて、事業等を運営している別表第1及び別表第2に掲げる施設等をいう。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、別表第1及び別表第2に掲げる高齢者・障害者施設等のうち次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 山北町内に所在するもの
 - (2) 令和5年4月1日以前に神奈川県又は山北町の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの
 - (3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの
- 2 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

(支援金額)

第4条 支援金の支給額は、別表第1及び別表第2の支給単価のとおりとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度山北町高齢者・障害者施設等物価高騰対応支援金に係る支給申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第1号別添1）
 - (2) 役員等氏名一覧表（様式第1号別添2）
 - (3) 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類。ただし、町において確認できる場合は除く。
 - (4) 令和5年4月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書又は障害福祉サービス費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類。ただし、町において確認できる場合は除く。
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

(暴力団等の排除)

第6条 山北町暴力団排除条例（平成23年山北町条例第1号）（以下「町条例」という。）第8条の規定に基づき、前条に規定する申請者が町条例第2条第2号から第5号に該当する場合は、支援金を支給しないものとする。

2 町長は、支援金の支給を受けようとする者又は支給を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会を行うことができる。

3 町長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項に該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第7条 町長は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和5年度山北町高齢者・障害者施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書(様式第2号)により、支援金を支給しないと決定したときは、令和5年度山北町高齢者・障害者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び調査)

第8条 町長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第9条 町長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和5年度山北町高齢者・障害者施設等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書(様式第4号)により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

(2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき町長が行った指示に違反した場合

(3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第11条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は町長)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

高齢者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・ 居住系 事業所	介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活 介護及び短期入所生活介護	令和6年3月1日時点における定 員1人当たり 32,000円
通所系 事業所	通所介護（通常規模型）及び小規模多機能 型居宅介護	1事業所当たり 210,000円
	地域密着型通所介護	1事業所当たり 120,000円
訪問系 事業所	福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防 支援	1事業所当たり 80,000円

備考

- 1 事業所・施設種別には各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

別表第2（第2条、第3条、第4条関係）

障害者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
通所系 事業所	生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援及び放課後等デイサービス ※障害者支援施設の昼間サービスは除く。	1事業所当たり120,000円

備考

- 1 同一建物内で同施設区分のサービスを提供している場合においては、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱う。
- 2 支給対象事業所のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開設又は移転等があった場合、令和5年4月から令和6年3月までの町内所在月数を12で除した数を支給単価に乗ずる。